

## 議案第 1 号

### 高根沢町債権管理条例の制定について

高根沢町債権管理条例を、別紙のように定める。

令和3年11月30日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町の債権 金銭の給付を目的とする町の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 町の債権のうち、町税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。）及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分为例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 町の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(法令等との関係)

第3条 町の債権の管理に関する事務の処理については、法令等（法令又は条例若しくはこれに基づく規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(町長の責務)

第4条 町長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う場合の町長を含む。以下同じ。）は、法令等の定めるところにより、町の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 町長は、町の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を整備しなければならない。ただし、証明書の発行に係る手数料その他債権の性質上町長が特に必要がないと認める債権については、この限りでない。

(督促)

第6条 町長は、町の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、これを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第7条 町長は、強制徴収債権について、滞納処分その他その保全及び取立てに関し必要な措置並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止について、法令等の定めるところにより、これを行わなければならない。

(強制執行等)

第8条 町長は、非強制徴収債権（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第240条第4項第3号から第8号までに規定するものを除く。次項において同じ。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2から第171条の4までの規定により、その強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

2 町長は、非強制徴収債権について、令第171条の5から第171条の7までの規定により、その徴収停止、履行期限の延長等又は当該非強制徴収債権及びその債務の履行の遅滞に係る延滞金、遅延損害金その他の徴収金（以下「延滞金等」という。）の免除をすることができる。

(債権の放棄)

第9条 町長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及び延滞金等を放棄することができる。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。

(2) 債務者が著しい生活困窮状態にある場合、又は令第171条の2又は第171条の4第1項若しくは第2項の規定による措置の手続をとっても、なお完全に履行されず、債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合において、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務を履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。

(4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける町の債権及び町以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(5) 非強制徴収債権のうち、その消滅時効について法第236条第2項の規定の適用を受けないものについて、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

2 町長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。